

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を!

所得区分	入院時の世帯単位の自己負担限度額(月額)	標準負担額(入院時の1食当たりの食事代)	
区分(低所得)Ⅰ	15,000円	100円	
区分(低所得)Ⅱ	24,600円	90日までの入院	210円
		過去12カ月以内に90日を超える入院※	160円
一般	44,400円	260円	

※「限度額適用・標準負担額減額認定証区分(低所得)Ⅱ」の認定を受けている期間の入院日数が計算対象になります。

適用・標準負担額減額認定証とは
 長寿医療(後期高齢者医療)制度では、入院時の一部負担金と食事代を減額するための「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

該当する方
低所得Ⅰ
 ▼世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる方


低所得Ⅱ
 ▼世帯員全員が住民税非課税の方(低所得Ⅰに該当する方を除く)

手続き方法
 申請した月の初日から適用となります。該当すると思われる方は、健康保険課高齢者医療係で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

すでに「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ
 現在お持ちの減額認定証の有効期限は7月末日です。有効期限が過ぎると使用できませんので、更新手続きが必要となります。
申請に必要な物
 ・後期高齢者医療被保険者証
 ・印鑑・限度額適用
 ・標準負担額減額認定証(すでにをお持ちの方)等

お問い合わせ・申請先
 健康保険課 高齢者医療係
 098-998-2210

長寿医療(後期高齢者医療)制度 被保険者の皆様へ



お問い合わせ
 健康保険課
 高齢者医療係
 098-998-2210

○新しい被保険者証は、7月下旬までに、お住まいの市町村役所(場)から郵送又は窓口等で交付します。
 ○8月からは、医療機関の窓口に新しい被保険者証を見せてください。
 ○被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成24年7月31日
住所	うるま市石川石崎1-1
被保険者氏名	後期 太郎 男
生年月日	大正 2年 3月 4日
資格取得年月日	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
交付年月日	平成 20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39472139

あすなろ司法書士法人 那覇市楚辺1丁目5番17号1F

登記・裁判事務・測量のことならどうぞお気軽にご相談下さい

- 売買・相続・贈与・抵当権 ●裁判事務
- 多重債務整理 ●会社法人登記
- 成年後見・家事事件 ●土地建物測量

司法書士・行政書士 比嘉良泉
 司法書士 金城仁史
 土地家屋調査士 仲間功

TEL(098) 834-1100 FAX(098) 834-8433
 http://www.asunaro-thoki.com/
 ホームページはあすなろ司法書士法人で検索

防災一ロメモ 不発弾を見つけたら

○たとえそれが小さなものであっても、絶対に近づかない。(ちょっとした衝撃で爆発する恐れ)
 ○すぐに最寄りの交番または警察署に通報する

- ・糸満警察署(生活安全課) Tel.995-0110
- ・東風平交番 Tel.998-2102
- ・具志頭駐在所 Tel.998-6186
- ・港川駐在所 Tel.998-5855

平成23年度 八重瀬町職員採用試験のお知らせ

(平成24年4月採用予定)

1. 試験区分及び受験資格

試験区分	採用予定人数	受験資格
行政職	上級行政職	ア 昭和57年4月2日以後出生し、かつ、活字印刷文による出題に対応できる者 イ 学校教育法に基づく4年制大学、若しくはこれと同等と認められる学校を卒業又は平成24年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者 イの該当者は、「中級行政職」及び「初級行政職」は受験できません。
	中級行政職	ア 昭和59年4月2日以後出生し、かつ、活字印刷文による出題に対応できる者 イ 学校教育法に基づく短期大学、若しくはこれと同等と認められる学校を卒業又は平成24年3月31日までに卒業見込みの者(4年制大学を卒業した者を除く) イの該当者は、「上級行政職」及び「初級行政職」は受験できません。
	初級行政職	ア 昭和61年4月2日以後出生し、かつ、活字印刷文による出題に対応できる者 イ 学校教育法に基づく高等学校を卒業した者(これと同等の資格がある者含む)、又は平成24年3月31日までに卒業見込みの者(4年制大学又は、短期大学等を卒業した者を除く) イの該当者は、「上級行政職」及び「中級行政職」は受験できません。
土木職	若干名	ア 昭和57年4月2日以後出生し、かつ、活字印刷文による出題に対応できる者 イ 学校教育法に基づく4年制大学、若しくはこれと同等と認められる学校を卒業又は平成24年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者 ウ 大学等において職種にかかわる専門課程を履修した者

次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 ① 日本国籍を有しない者
 ② 地方公務員法第16条に該当する者

2. 採用予定人数
 若干名

3. 第1次試験日及び試験会場
 (1) 試験日及び試験会場
 平成23年9月18日(日) 具志頭農村環境改善センター
 (2) 試験方法
 上級・中級・初級行政職及び上級土木職
 ・教養試験(10時~12時) 2時間
 上級行政職・上級土木職
 ・専門試験(13時~15時) 2時間

4. 第2次試験及び試験会場
 (1) 試験日及び試験会場
 平成23年11月6日(日)
 具志頭農村環境改善センター
 (2) 試験方法
 各試験区分で1次試験合格者のみ
 ・作文試験(10時~11時30分)
 ・口述試験(個別面接)(13時~)

5. 受付期間
 8月4日(木)から8月16日(火)までの午前9時から午後5時まで。(土・日、国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで) 八重瀬町役場総務課にて受付。
 *郵送の場合は、8月16日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。
 *詳細は「平成23年度八重瀬町採用試験案内」8月1日より交付(総務課窓口配布)及びホームページを参照してください。
<http://www.town.yaese.okinawa.jp/yaese/>

6. 試験手続
 (1) 平成23年度八重瀬町職員採用試験申込書 1通
 (2) 最終学校卒業(見込み)証明書又は在学証明書 1通
 採用試験申込書、試験案内を郵便で請求する場合は、封筒表側に「受験申込書請求」と朱書きし、郵便番号、住所、氏名(本人)を明記し140円切手を貼った返信用封筒(角形2号封筒[33cm×24cm程度])を必ず同封のうえ、下記あて先まで請求して下さい。

【試験申込先及びお問合せ先】
 〒901-0592 八重瀬町具志頭659番地
 八重瀬町役場 総務課 998-2200

行政改革推進委員 第2次行革大綱を町長に答申



八重瀬町行政改革推進委員会(屋宜宣祥会長)は5月17日、町長から諮問のあった第2次行政改革大綱案について、4回の委員会の審議を終え答申を行いました。

大綱案では平成23年度から平成27年度までの5年間を行政改革実施期間とし、町長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に①事務事業の見直し②組織・機構の見直し③定員管理および給与の適正化④人材育成の推進⑤財政運営の健全化⑥公共工事の経費削減⑦特別会計の経営健全化⑧公正で透明性のある行政運営⑨議会の活性化などを主に取組む。

行政改革推進委員会は①住民の協働と参画の推進②財政健全化の推進③効率的で質の高い行政運営の推進と新時代の行政の推進④補助金の適正化⑤施設の効率的な利用や新たな活用⑥議会の活性化について意見を提起しました。

これまでの第1次大綱に基づく行革取り組みにより一定の成果は挙げたものの、住民協働や、地方分権型社会といった行政の新たな課題などにも対応すべく、より一層の改革について町長はじめ全職員が真摯に取り組むよう要望が付け加えられました。

お知らせ!

農業用廃プラスチック及び農薬空容器の回収について

お問い合わせ先：農林水産課 ☎998-4624

処理料金
 農業用廃プラスチック・・・1kg 当たり農家負担額 ↓ 23円
 農薬空容器・・・1kg 当たり農家負担額 ↓ 750円

回収上の注意事項

- ・大ビニール（ハウス用）は持ち運びしやすいように梱包して下さい。
 - ・梱包には、ビニール等を使用し、荒縄・針金等は使用しない。
 - ・肥料袋は、袋のみ束ねる（袋詰めしない）
 - （袋の中に肥料の残留物やその他異物が詰められているケースがある）
 - ・土砂、金具類、木片などの異物は取り除いて下さい。
- ※注意 回収の際、きちんと梱包されていない物、又は異物の混入状態によっては回収しないことがあります。

回収可能なビニール（再生原料及び軽油に変えられる物）
 ハウス用ビニール、マルチ、防風ネット、肥料袋、灌水チューブ等

東風平地区	日時：平成23年7月26日（火）
[午前の部] 9時～12時	
[午後の部] 13時～16時	
場所：宇宜次農協ヤサイ集荷場	

八重瀬町農業用廃プラスチック処理対策協議会及び、JAおきなわ東風平支店、JAおきなわ具志頭支店では、下記の日程により使用済み農業用廃プラスチックの回収及び農薬空容器（全部使い切った容器で水洗い不要）の回収を行いますので、指示された事項を厳守の上各自で持って来て下さい。

具志頭地区	日時：平成23年7月27日（水）
[午前の部] 9時～12時	
[午後の部] 13時～16時	
場所：大頓農協ヤサイ集荷場	

未承認の遺伝子組換えパイアの伐採にご協力を!!

葉柄は何色ですか?



「台農5号」の可能性がります。

台農5号ではありません。



両性株

雌株

沖縄県において未承認の遺伝子組換えパイアが、混入され栽培・流通している事例があります。今回発見された遺伝子組換えパイア「台農5号」については、現在、国内での栽培・流通が許可されていません。

厚生労働省は、パイア品種の安全性情報について文献を調べたところ、毒性や摂食による危害に繋がる情報は、認められていないとの見解を示しています。

今後、遺伝子組換え「台農5号」を栽培することは違法になりますので、すみやかに抜き取り・伐採処分を行うようご協力ください。

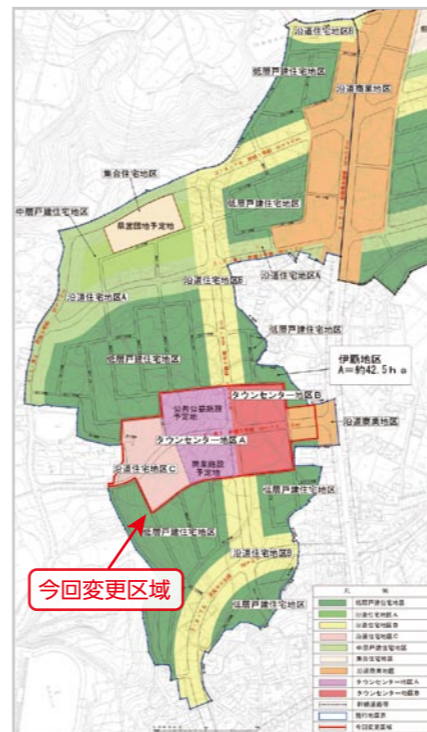
「台農5号」の特徴として、他の品種と比較して葉柄が紫・赤色であること（写真

参照）が挙げられます。ただし、葉柄が赤色だとすべて「台農5号」ということではありません。苗や種子の購入履歴等により、「台農5号」以外の品種であることが明らかなる場合には、伐採処分を行う必要はありません。

この「台農5号」伐採による代替苗の提供を行います。希望される方は、平成23年8月19日金曜日までに八重瀬町役場農林水産課電話【998-4624】までご連絡ください。期限を過ぎた場合代替苗の提供はできませんのでご注意ください。

また、処分方法や「台農5号」に関する情報その他不明な点等あればお気軽に八重瀬町役場、農林水産課までお問い合わせください。

伊覇地区 用途地域及び地区計画変更案の縦覧のお知らせ



伊覇地区（タウンセンターゾーン）における用途地域及び地区計画変更案の縦覧を下記のとおり行います。

なお、八重瀬町内に住所のある方（法人を含む）又は利害関係を有する方は、この案に対する意見書を提出することができます。

※意見書は縦覧期間内にまちづくり計画課へ到達したものが有効となります。

都市計画の種類

那覇広域都市計画 伊覇地区 用途地域の変更
 那覇広域都市計画 伊覇地区 地区計画の変更

縦覧期間

平成23年7月5日（火）から平成23年7月19日（火）まで
 ※土日を除く午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所及び意見書の提出先

八重瀬町役場 まちづくり計画課（東風平庁舎2階）
 〒901-0492 八重瀬町宇東風平192番地8
 電話番号 098-998-0014 F A X 098-998-0024

こちんだプラザ地区地区計画の説明会等のお知らせ

住民説明会

日時：平成23年7月6日（水）PM7:30～9:00
 場所：八重瀬町中央公民館

原案の公告縦覧

縦覧期間：平成23年7月8日（金）～7月21日（木）
 AM8:30～PM5:15（土日、祝祭日除く）
 意見書提出期間：平成23年7月8日（金）～7月28日（木）
 場所：八重瀬町まちづくり計画課（東風平庁舎2階）

公聴会

日時：平成23年8月1日（月）PM7:30～9:00
 場所：八重瀬町中央公民館

公述申出

期間：平成23年7月15日（金）～7月25日（月）
 AM8:30～PM5:15（土日、祝日除く）
 場所：八重瀬町まちづくり計画課（東風平庁舎2階）
 ※公述の申し出が提出されなかった場合は開催いたしませんので、ご了承ください。
 （開催の有無等の詳細については、問い合わせください。）

案の公告縦覧

期間：平成23年8月4日（木）～8月18日（木）
 AM8:30～PM5:15（土日除く）
 場所：八重瀬町まちづくり計画課（東風平庁舎2階）

本町においては、日常衣料品・食品・日用雑貨・医薬品などを総合的に扱う店舗がないため、町民の購買活動が隣接市町に流出している状況にあり、町民は日常生活の不便さを感じています。したがって、町民の利便性の向上、より良い市街地環境の形成を図るため、屋宜原土地区画整理事業地に隣接する東側区域に、市街化調整区域における地区計画を活用し商業施設を誘導する予定です。

つきましては、左記のとおり公告縦覧を行いますので、役場にてご覧ください。また、左記により説明会、公聴会を開催しますのでご参加ください。



八重瀬町役場 まちづくり計画課（東風平庁舎2階）
 〒901-0492 八重瀬町宇東風平192番地8
 電話番号 098-998-0014 F A X 098-998-0024

八重瀬町 地域包活支援センターです

高齢者見守り体制づくり ～見守りネットワーク構築事業～

高齢者見守りアンケート調査

介護予防の一環として、また高齢者の見守り体制の整備に資することを目的に、高齢者の生活状況に関する調査を実施いたします。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるように、生活状況の把握を行うとともに、見守り支援策(ネットワークづくり)の構築に活用すること、八重瀬町の福祉サービスの住民周知をします。

調査の対象者

八重瀬町内の65歳以上 全住民

調査の方法

- ①町住民健診や各種集会の場で実施。
- ②個別訪問…地域包括支援センター職員等の訪問。民生委員児童委員が個別訪問し実施。

協力依頼機関

八重瀬町社会福祉協議会、
八重瀬町民生委員児童委員協議会

実施機関

八重瀬町役場社会福祉課 地域包括支援センター



介護予防事業（地域支援事業）の取り組み

一般高齢者向けサービス（1次予防）

- 「いきいき通所サービス」
- 「公民館ミニデイサービス」
(字と一てい語らな・サロン)

特定高齢者向けサービス（2次予防）

- 「高齢者筋力向上トレーニング事業」
介護予防のため週2回、町内の施設へ通所していただき、筋力向上トレーニングを行なう。

対象者：町内の65歳以上の方（介護保険申請者を除く）基本チェックリストを行ない、生活機能評価を受けて該当した方。

●栄養改善事業

栄養相談、集団的な栄養教育の事業を実施することにより、低栄養の状態を改善する。

●口腔機能向上事業

口腔機能の向上のための教育や口腔清掃の指導、摂食、嚥下機能に関する機能訓練の指導をする。

<利用の流れ>

現在、介護は必要としていない方

生活機能評価「チェックリスト」を実施

生活機能低下がない
元気な状態の方(該当なし)

生活機能低下がある方
予防の必要がある方(該当あり)

一般高齢者向けサービス (1次予防)

- 「いきいき通所サービス」
- 「ミニデイサービス」
(字と一てい語らな・サロン)
- 一般利用 筋力向上事業

特定高齢者向けサービス (2次予防)

- 「高齢者筋力向上トレーニング事業」
- 栄養改善事業
- 口腔機能改善事業

介護保険の認定結果で自立・非該当の方は一般高齢者向けサービスや特定高齢者向けサービスが利用できます。

八重瀬町役場 社会福祉課 八重瀬町地域包括支援センター

八重瀬町字具志頭659番地 TEL:835-7247 FAX:835-7246

介護保険料納付のお願い

75歳以上のみなさん、
7月から平成23年度介護保険料普通徴収の納付が始まります。

保険料の納めかたは、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つにわかれます。いずれの納めかたになるかは、老齢・退職(基礎)年金等の受給額などで決まります。

特別徴収の方は、すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されています。

○特別徴収 年金から天引きされます。

○対象者 老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方

【納めかた】
偶数月に支払われる年金から、介護保険料があらかじめ天引きされます。

○普通徴収 納付書で個別に納めます。

【対象者】
年度の途中で65歳になった方
年度の途中で他の市町村から転入した方
年度の初め(4月1日)には年金を受給していなかった方
年度の途中で所得の更正等があり、保険料額が変更となった方

・老齢福祉年金受給者
【納めかた】
納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで収めていただくか、口座振替によって納めていただきます。

納期は7月(第1期)と翌年3月(第9期)となります。

※口座振替をご利用すると便利です!
保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。

取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。(口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。)

介護保険料を滞納すると(給付制限について)

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払わなければいけなくなったり、負担割合が三割になったりするなどペナルティーが課せられる場合がありますので、納め忘れないよう、よろしくお願い致します。

介護保険料減免についてのお知らせ

沖縄県介護保険広域連合では、沖縄県介護保険広域連合介護保険条例に基づき介護保険料の減免を行っています。

【対象者】
下記の事項①～⑤のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①震災・風水害・火災等により、住宅・又は家財に著しい損害をうけたこと
 - ②生計の主たる収入が死亡、著しく減少したこと
 - ③生計の主たる収入が事業の休業、失業等により、著しく減少したこと
 - ④生計の主たる収入が天災による農作物の不作、不漁等により、著しく減少したこと
 - ⑤その他、広域連合長が必要と認める者(生活保護基準に該当する場合)
- 【介護保険料の減免免除割合】
※保険料の減額は承認された後、変更されます。
- ①に該当する場合
前年の所得額と損害の程度により、全額から8分の1を減額。
 - ②又は③に該当する場合
前年の所得額と所得の減少割合により、2分の1から8分の1を減額。
 - ④に該当する場合
前年の所得額と農水産物の損失額(補償額は除く)により、10分の5から10分の9を減額。
 - ⑤に該当する場合
保険料との差額を減額。又は第1段階保険料との差額を減額。
- 【申請に必要なもの】
①に該当する場合
申請書
消防署・警察署・保険会社からの罹災証明書等

- ②に該当する場合
医師の診断書
 - ③に該当する場合
休業している書類、失業保険受給証明書
 - ④に該当する場合
不作・不漁等については、これを証明するにたる書類
 - ⑤に該当する場合
印鑑(認印可)
年金支給通知書等(年金額が確認できるもの)
被保険者の世帯全員の預金、貯金通帳
有価証券
身体障害者手帳
加入している健康保険証
ご本人及び世帯に働いている方がいる場合は給与証明、また事業をしている場合は所得の収支が確認できるもの
- ※提出された書類に不足、不備がある場合、又は、偽りの申請その他不正な行為があった場合には保険料の減免を受けることはできません。
- 【申請書類提出先】
お住まいの市町村の介護保険担当課へ申請を行ってください。
- 【問い合わせ先】
沖縄県介護保険広域連合
〒904-0197
沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目6番地2
TEL 098-921-7802
(会計課 賦課徴収担当)
市町村担当課
社会福祉課老人・介護係
TEL 098-998-9598

(財)沖縄県総合保健協会 特定健診実施機関

特定健診を受診しましょう!

特定健診を人間ドックに切り替えて受診することができます。

受診する際に必要なもの

特定健診
受診券

がん検診
受診券

保険証

*特定健診を人間ドックに切り替えて受診する場合には、健康保険(国保・社保)の種類や年齢などによって、個人負担額が異なります。まずは、お気軽にご相談下さい。

お問合せ先 098-889-6792

〒901-1192 南風原町字宮平212番地

★

みなさまのくすり箱 あにも調剤薬局

みなさまのおくすりに
関するお悩み、ご要望を
解決します。

処方せんの受付 (全ての医療機関)

月～金 午前8:30～午後6:30

土 午前8:30～午後4:30

伊覇バス停前/伊覇そばの隣

☎998-1189 FAX 998-0989